

吹田市自治基本条例 解説書

最近改訂 平成 31 年（2019 年）4 月

はじめに

平成１２年（２０００年）にいわゆる地方分権一括法が施行され、本格的な地方分権の時代を迎え、自治体は、国と対等・協力の関係となり、自己決定・自己責任のもとでいっそう自主的かつ総合的に市政を運営することが求められるようになり、市民の福祉の増進を図る上で自治体の果たす役割と責任が増大しました。

こうした中で、本市の市民自治の基本を定める最高規範と位置付けられる、市民、議会、行政の３者がいっしょに市政を進めるための基本的なルールなどを定めるものとして、吹田市自治基本条例を制定しました。

この条例は、具体的には、市民自治を進めるに当たっての根本的な考え方や目標、あるべき姿を定める市民自治の基本理念と情報共有、市民参画、協働の３つの原則からなる市民自治の運営原則、市民・議会・行政３者のそれぞれの市政を進めていく上での役割や責務、そして市民の市政への参画の仕組みや協働などを定めています。

この条例が制定されたことによって、市民と行政がそれぞれ何をするのか、何をしなければならないのかが明確になり、審議会、ワークショップ、市民意見提出手続（パブリックコメント）等の市民参画の仕組みが整えられ、市は保有している情報を公開し市民と情報を共有すること、市民にわかりやすく説明し、迅速、誠実に応答することなどが義務付けられることになります。この条例に基づいて、市民、議会、行政の３者がいっしょに市政を進めることが、わたしたちの暮らしをより豊かなものにすると考えます。

なお、この条例では、全文を通して「ですます体」を用いています。これは、この条例が、市民、議会、行政の３者がいっしょに市政を進めていこうという趣旨の条例であることから、その趣旨を伝えるために、やわらかい印象を与える「ですます体」を用いています。また、全体的に簡潔でわかりやすい表現となるように努めています。

目 次

吹田市自治基本条例 逐条解説

前文	1
第1章 総則	
第1条（目的）	2
第2条（条例の位置付け等）	3
第3条（定義）	4
第2章 市民自治の基本理念及び市民自治の運営原則	
第4条（市民自治の基本理念）	5
第5条（市民自治の運営原則）	5
第3章 市民の権利、責務等	
第6条（市民の権利）	6
第7条（市民の責務）	6
第8条（事業者の社会的責任）	6
第4章 議会	
第9条（議会の役割及び権限）	7
第10条（議会の責務）	7
第11条（議員の責務）	8
第5章 市長及び市長以外の執行機関並びに職員の責務	
第12条（市長の責務）	8
第13条（市長以外の執行機関の責務）	9
第14条（職員の責務）	9
第6章 情報共有、情報公開等	
第15条（情報共有の推進）	10
第16条（情報公開及び情報提供）	10
第17条（個人情報保護）	10
第7章 市民参画及び協働	
第18条（市民参画の推進）	11
第19条（審議会等への参画）	11
第20条（市民意見提出手続）	12
第21条（住民投票の実施等）	12
第22条（住民投票に関する条例の制定請求）	13
第23条（協働）	14
第8章 コミュニティの尊重等	
第24条	14
第9章 行政運営の原則	
第25条（総合計画）	15
第26条（組織編成等）	15

第27条（財政運営）	16
第28条（行政評価）	16
第29条（説明責任及び応答責任）	17
第10章 市民自治推進委員会	
第30条	17
第11章 国及び大阪府その他の自治体との連携及び協力	
第31条	18
第12章 条例の見直し等	
第32条（条例の見直し）	18
第33条（委任）	19
附則	19

資 料

吹田市自治基本条例	20
吹田市市民自治推進委員会規則	26

吹田市自治基本条例 逐条解説

目次

前文

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 市民自治の基本理念及び市民自治の運営原則（第4条・第5条）

第3章 市民の権利、責務等（第6条―第8条）

第4章 議会（第9条―第11条）

第5章 市長及び市長以外の執行機関並びに職員の責務（第12条―第14条）

第6章 情報共有、情報公開等（第15条―第17条）

第7章 市民参画及び協働（第18条―第23条）

第8章 コミュニティの尊重等（第24条）

第9章 行政運営の原則（第25条―第29条）

第10章 市民自治推進委員会（第30条）

第11章 国及び大阪府その他の自治体との連携及び協力（第31条）

第12章 条例の見直し等（第32条・第33条）

附則

前文

吹田市は、人類共通の願いである恒久平和を希求し、市民の健康と福祉の向上を基本として、個人の尊厳と自由が尊重され、安心して住み続けることができるまちの実現に向け、市民とともに市政を進めてきました。全国に先駆けて、循環型社会への移行を進め、子どもや高齢者を支える福祉を推進するとともに、コミュニティの振興を図り、都市文化を育んできました。こうした施策は、市民と市との信頼と協力があってこそ実現したものであり、また、市民の自主的な活動は、吹田のまちを築く大きな原動力となってきました。

本格的な地方分権の時代を迎えた今日、先人の英知とたゆまぬ努力により発展してきたこのまちを、だれもが安心していつまでも住み続けたいとなるまちとして次世代に引き継いでいくために、今まで以上に市民及び市は、それぞれの役割と責任の下に、お互いに協力して市民自治を行うことが求められています。

そのために、市民は、市民自治の担い手であることを改めて自覚し、地域社会の課題の解決に向けて、自ら考え、行動するとともに、市政運営に主体的にかかわらなくてはなりません。

他方、市は、効果的かつ効率的な市政運営に努めるとともに、市民参画及び協働を推進し、地方分権の時代にふさわしい独自の政策を掲げ、推進しなければなりません。そして、市は、すべての市民が誇りに思い、一人ひとりの人権が尊重される、真に自立した吹田市の実現を図らなければなりません。

ここに、市民及び市は、市民福祉の向上のため、市民自治の基本理念及び市民自治の運営原則を共有し、市民自治の確立をめざして、この条例を制定します。

【解説】

前文では、この条例を制定する趣旨や目的を明確にするために、条例制定の背景やめざすべき自治の姿、その確立に向けた市民と市の役割と決意などを述べ、5 段落で構成しています。

第 1 段落では、これまで市民と市がともに進めてきた市政の歩みを述べています。

第 2 段落では、条例制定の背景を述べています。平成 12 年（2000 年）4 月の地方自治法の改正などにより、国と自治体は、対等、協力の関係であることが明らかにされ、独自の政策を推進する範囲が広がり、自治体の役割と責任が増大しました。これまで以上に、市民、議会、行政の 3 者が力を合わせて市民自治を進めていくことが求められており、市民自治を担う主体である市民と市を構成する議会と行政の 3 者で本市の市民自治の基本を再確認することが必要となりました。

第 3 段落では、市政運営における市民の役割として、市民が市民自治の担い手であることを確認した上で次の 2 つのことを述べています。

- ・ 市民は、地域社会の課題の解決に向けて自ら考え、行動すること。
- ・ 市民は、議員や市長を選挙で選出するだけでなく、自分たちが選出した代表者が進める市政に主体的に関わること。

なお、「主体的に」という表現は、市民が市政に関わることを強制するものではなく、市民自治の確立には市民一人ひとりの力が重要であるという市民への期待を込めたものです。

第 4 段落では、市政運営における市の役割を述べています。市の議決機関である議会と市長その他の執行機関は、市政を効果的かつ効率的に運営し、市民参画と協働による独自の政策を推進し、自律した自治体の実現を図ることを述べています。

第 5 段落では、地方自治法で定められている自治体の役割である市民福祉の向上のために、市民と市が、市民自治の確立をめざしてこの条例を制定する決意を述べています。

この条例は、「市民自治」という言葉がキーワードです。

市民自治とは、市民一人ひとりが主体的に地域のことを考え、より住みよい地域を築いていく住民自治と、自立した団体としての市が、国や大阪府など他の自治体と対等の立場に立ち、自律した運営を行う団体自治とで構成されるものとして、第 4 条の市民自治の基本理念の中で表現しています。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、本市における市民自治の基本理念及び市民自治の運営原則を定め、市民、議会及び市長その他の執行機関のそれぞれの役割を明らかにするとともに、市民自治の運営原則に基づく制度等の基本を定めることにより、市民福祉の向上のため、市民自治の確立を図ることを目的とします。

【解説】

第1条は、条例の目的について定めています。

目的は、条例の題名と併せて条例を制定する目的を簡潔に表現したものであり、この条例の達成しようとする目的の理解を容易にし、他の条文の解釈に役立たせる趣旨で設けられるものです。

この条例の目的は、市民福祉の向上のため、市民自治を確立することです。

前文の第5段落にも出てきた「市民福祉の向上」は、地方自治法で定められている「住民の福祉の増進を図ること」を置き換えている言葉で、自治体の設置目的でもあります。この条例の最終目的は「市民福祉の向上」であり、直接的な目的は「市民自治の確立」としています。

（条例の位置付け等）

第2条 この条例は、本市における市民自治の基本を定める最高規範であり、他の条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければなりません。

2 執行機関は、この条例の趣旨にのっとり、その事務に関する法令の解釈を自主的かつ適正に行うものとします。

【解説】

第2条は、この条例の位置付けと法令解釈について定めています。

法体系上は個々の条例に優劣・上下関係はありませんが、この条例は、本市の市民自治の基本理念や市民自治の運営原則を定めるなど市民自治の基本を定めることにより、実質的に最高規範として位置付けるものです。この条例は、市政のすべての分野を網羅するものですが、直接的には市民自治の運営原則である情報共有の原則、市民参画の原則、協働の原則の三原則に基づく条例等の最高規範と位置付けています。他の条例、規則、要綱などを制定したり改廃したりする場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例の内容と整合性を図らなければならないことを定めています。

また、執行機関は、さまざまな法令を解釈しますが、そうした法令の解釈をする場合は、自主的に判断し、この条例で定めている市民自治のあり方を尊重して、解釈することを定めています。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に住み、通勤し、若しくは通学する者又は市内に事業所を置き事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいいます。
- (2) 参画 市民が政策等の立案、実施及び評価の過程に主体的に関わり、行動することをいいます。
- (3) 協働 市民及び市が、共通の目的を実現するため、それぞれの役割と責任を自覚しながら、お互いの立場を尊重し、協力することをいいます。
- (4) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (5) 市 議会及び執行機関をいいます。

【解説】

第3条は、定義について定めています。定義は、この条例で使用する用語の意義を明確にし、認識を共通にするために置かれるものです。

「市民」は、地方自治法の定める「住民」（市内に住所を有する人で、外国人や法人を含みます。）のほか、市外から市内の事業所に通勤する人、市外から市内の学校に通学する人、主たる事業所の所在地を市内に置き事業活動、NPO 活動やボランティア活動、自治会活動など様々な活動を行っている個人や団体をいいます。

一般的に、市民イコール住民と捉えられていますが、この条例では、市政をいっしょに進めていく人を市民として広く捉えているため、住民のほか通勤・通学者、市内に事業所を置き事業活動その他の活動を行う者若しくは団体（事業者）を市民として定義するものです。事業者は、その事業を行う中で、地域と深く密着した活動を行うことも多く、今後、事業者も参画して地域の自治を進めていくことがますます重要であると考え、市民として定義するものです。

「参画」は、政策等の立案、実施そして評価の過程に市民が主体的に関わり、行動することをいいます。参加より主体的に市政に関与する意味合いが強い言葉として定義しています。政策等とは、政策、施策、事務事業をいいます。

「協働」は、市民と市が、地域社会の課題の解決など共通の目的を実現するため、それぞれの役割と責任を自覚しながら、お互いの立場の違いを認めた上で尊重し合い、協力することをいいます。

「執行機関」は、政策等を実施する機関のことで、地方自治法で規定される執行機関を確認的に列挙しています。

「市」は、議決機関である議会と第4号の「執行機関」とをいいます。通常、「市」は、市役所そのものや、行政のみを指す場合もありますので、この条例の中で使用する用語の意義を明確にするために、議会と執行機関を「市」と定義しています。

第2章 市民自治の基本理念及び市民自治の運営原則

（市民自治の基本理念）

第4条 次に掲げることを市民自治の基本理念とします。

- (1) 市民は、等しく尊重されること。
- (2) 市民は、市民自治の担い手であることを自覚し、自らが地域のことを考え、自らの手で治めていくこと。
- (3) 市は、国及び大阪府と、それぞれの役割分担の下に、対等の立場で相互協力の関係に立って、自律的な市政運営を図ること。

【解説】

第4条は、市民自治の基本理念について定めています。市民と市が、市民自治を進めるに当たっての根本的な考え方や目標、あるべき姿を市民自治の基本理念として3つ定めており、いわゆる地方自治の本旨である住民自治と団体自治について定めています。

市民は、等しく尊重されることは、市民と市が、市民自治を進めるに当たっての根本的な考え方を示しているものですので、市民自治の基本理念の最初に定めています。

市民一人ひとりが、主体的に自分たちの地域のことを考え、より住みよい地域を築いていく住民自治と、自立した団体としての市が、国や大阪府など他の自治体と対等の立場に立ち、自律した運営を行う団体自治について定めています。

（市民自治の運営原則）

第5条 次に掲げることを市民自治の運営原則とします。

- (1) 情報共有の原則 市民及び市は、市政に関する情報を共有すること。
- (2) 市民参画の原則 市民は、自らの意思と責任の下に、市政に参画すること。
- (3) 協働の原則 市民及び市は、相互理解と信頼関係を深め、協働すること。

【解説】

第5条は、市民自治の運営原則について定めています。市民自治の運営原則は、市民、議会、行政の3者が市民自治を確立するために市政を運営する上での原則となるものです。

「情報共有の原則」とは、市が所有する情報を市民に公開したり、提供したりして市民と共有することです。市民が市政に参画したり、市と協働したりするには、市政に関する情報が必要であり、市民自治の運営原則の最初に定めています。

「市民参画の原則」とは、市民一人ひとりが自らのこととして責任を持ち、主体的に市政に参画するということです。市民は、市政に参画する権利を有するので、市は、市民の多様な市民参画制度の整備を図らなければなりません。

「協働の原則」とは、市民と市がお互いの特性を生かし、協力して市政を進めることです。一方のみが課題の解決に当たるよりも、お互いの特性を発揮する方が効果的で、より大きな効果が期待できます。

第3章 市民の権利、責務等

（市民の権利）

第6条 市民は、次に掲げる権利を有します。

- (1) 市政に関する情報を知ること。
- (2) 市政に参画すること。

【解説】

第6条は、市民の権利について定めています。

市民自治の担い手である市民の保障されるべき権利として、市政に関する情報を知ること、市政に参画することを定めています。市民の市政に参画する権利は、市民の自発的で自由な意思に基づくもので強制されるものではなく、参画しないことを理由に差別的な扱いを受けるものではありません。市政に参画することを権利として明記することで、単なる理念にとどまらず、市民と市の共通のルールとして認識されることとなります。

また、子どもや障害者、高齢者等は、市民に含まれることから、「子どもの権利」等として特に抜書きして規定していません。

（市民の責務）

第7条 市民は、次に掲げる責務を有します。

- (1) お互いを認め合い、市民自治を協働して推進するよう努めること。
- (2) 市政に参画するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つこと。

【解説】

第7条は、市民の責務について定めています。

市民の権利に伴う市民の責務として、市民自治を確立するために市民が果たすべき役割を定めています。

市民と市のそれぞれの役割分担のもとで、市民としてできる範囲内でできることをしてもらいたいとの趣旨から、市民は、お互いを認め合い、市民自治を協働して推進するよう努めることを定めています。

また、市民参画の原則に基づく市政への参画をより効果的なものにするために、市民が市政に参画する場合は、自らの発言と行動に責任を持つことを定めています。

（事業者の社会的責任）

第8条 市民としての事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、良好な都市文化の形成に寄与するよう努めなければなりません。

【解説】

第8条は、事業者の社会的責任について定めています。

市民としての事業者とは、第 3 条第 1 号の市民の定義で定める「市内に事業所を置き事業活動その他の活動を行う者若しくは団体」をいいます。市民としての事業者には、営利を追求するだけでなく、地域社会を構成する重要な役割を担う一員として地域活動を行うことが求められていることから、事業者の社会的責任として、市民としての責務を担うほかに、地域社会との調和を図り、良好な都市文化の形成に寄与するよう努めなければならないことを定めています。

第4章 議会

（議会の役割及び権限）

第9条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の定めるところにより、直接選挙を通じて選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であり、適正に行政運営が行われているかについて監視及び牽制^{けんせい}をする役割を果たします。

2 議会は、地方自治法の定めるところにより、条例の制定及び改廃、予算の決定並びに決算の認定を議決する等の権限を有します。

【解説】

第 9 条は、議会の役割と権限について定めています。議会の役割と権限については、地方自治法で定められていますが、改めてこの条例に規定することで、議会の権限の重要性を明らかにしています。

議会は、市長とともに、直接選挙を通じて選ばれた代表である議員で構成される議決機関です。また、議会は、地方自治法第 98 条や第 100 条などで規定される検査権、調査権^{けんさ}などを行行使することで、執行機関が適正に行政運営を行っているかを、監視し、牽制する役割があります。

また、地方自治法第 96 条では、議会の権限である議決事項について定めていますが、その中でも代表的な権限である条例の制定・改廃、予算の決定、決算の認定を例示して、この条例で定めています。その他の権限としては、地方自治法第 98 条の検査権、監査請求権、第 100 条の調査権などがあります。

（議会の責務）

第10条 議会は、開かれた議会運営のため、その保有する情報を市民に公開し、市民と共有しなければなりません。

【解説】

第 10 条は、議会の責務について定めています。

議会の活動が市民に身近なものと感じられるように、市民にわかりやすく伝えることが求められており、市民に開かれた議会運営のために、議会は、保有する情報を市民に公開し、市民と共有しなければならないことを定めています。

すでに、本会議は一般に公開されており、委員会も傍聴することが可能です。また、本会議や委員会の会議録も行政資料閲覧コーナーやホームページなどで公開されています。

（議員の責務）

第11条 議員は、市民自治の基本理念及び市民自治の運営原則に基づき、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

2 議員は、議会活動に関する情報等について、市民に説明するよう努めるものとします。

【解説】

第11条は、議員の責務について定めています。

議会は議員によって構成され、議員個人の活動を通じて議会の責務を果たしていくことになるので、議員個人の責務を定めています。

議員の責務として、職務を遂行する際は、市民自治の基本理念と市民自治の運営原則に基づき、情報共有、市民参画、協働を旨として、公正かつ誠実に職務を遂行すること、議員個人が行っている議会活動や市政全般の状況報告などを、市民に説明するよう努めることの2点を定めています。

第5章 市長及び市長以外の執行機関並びに職員の責務

（市長の責務）

第12条 市長は、市民自治の基本理念及び市民自治の運営原則に基づき、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

2 市長は、その地位が選挙によって信託されたものであることを認識し、市民の意向を的確に行政に反映させ、市政の課題に適切に対処しなければなりません。

3 市長は、前項の目的を達成するため、職員を適切に指揮監督し、人材の育成に努めなければなりません。

【解説】

第12条は、市長の責務について定めています。

地方自治法上、市長も執行機関の一部です。しかし、市長は、選挙で選ばれ、行政を代表する地位にあり、特に行政運営において重要な役割を担うことから、市長と市長以外の執行機関を分けて定めています。

市長と議会は、二代表制を担うものなので、議会を構成する議員の責務と同様に、市長も市民自治の基本理念と市民自治の運営原則に基づいて、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならないことを定めています。

市長は、選挙を通じ市民の信託を受けることから、市民の意向を汲み取り、的確に行政に反映させ、市政の課題に適切に対処しなければならないこと、また、市政の課題に

適切に対処するために、市長の補助機関である職員を適切に指揮監督し、将来を見据えた人材の育成に努めなければならないことを定めています。

（市長以外の執行機関の責務）

第13条 市長以外の執行機関は、その職責に応じて、自らの判断と責任においてその所管する職務を公正かつ誠実に執行するとともに、市長及び他の執行機関と協力して行政運営に当たらなければなりません。

【解説】

第13条は、市長以外の執行機関の責務について定めています。

市長以外の執行機関とは、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいいます。市長以外の執行機関は、それぞれが市における重要な職務を担う組織であり、それぞれの判断と責任の下で職務を執行しなければなりません。また、課題によっては、市長や他の執行機関と協力して行政運営に当たらなければならないことを定めています。

（職員の責務）

第14条 職員は、市民の立場に立ち、創意工夫し、公正、誠実かつ効率的に職務の遂行に努めなければなりません。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識、政策立案能力、法務能力等を身につけるよう努めなければなりません。

【解説】

第14条は、職員の責務について定めています。

職員は、市の各執行機関に属して行政運営に直接従事しているので、各執行機関が果たすべき責務についても職務を通じて果たしていく必要があります。

職員は、法令を遵守するのは当然のこととして、その法令の適用に関しては、市の実情をよく考え、前例にとらわれず新しい発想や創造力を発揮して、公正、誠実かつ効率的に職務の遂行に努めなければならないことを定めています。

自治体が地域の実情に応じた独自の政策等を積極的に進めていくために、職員は、その職務を遂行するに当たって必要な知識を習得し、自己啓発に努めるとともに、政策等を職員自ら企画立案し進めていく能力、政策等を進める上で国の法律を解釈し事務を執行する能力、また、市民の苦情に対して適切に対応するなどの対人能力を身につけるよう努めなければならないことを定めています。特に、対人能力は、市民参画や協働を進めていく上で今後ますます求められるものです。

第6章 情報共有、情報公開等

（情報共有の推進）

第15条 執行機関は、市民参画及び協働の実効性を確保するため、市民との情報の共有に係る手法の整備を図らなければなりません。

【解説】

第15条は、情報共有の推進について定めています。市民と市が市政に関する情報を共有することで、市民の市政への参画や市民と市との協働が実効性のあるものとなります。つまり、情報共有は、市民参画や協働の前提条件ともいえる重要なものです。

そのため、執行機関に対し、情報共有を進めるための手法の整備を図らなければならないことを定めています。具体的な情報共有の手法として、市の各公共施設のネットワーク化など情報通信ネットワークの基盤整備の推進などが考えられます。

（情報公開及び情報提供）

第16条 市は、市政に関して市民の知る権利を保障し、公正で透明な市政の実現を図るため、その保有する情報を公開しなければなりません。

2 市は、市民生活に必要な情報を市民にわかりやすく、かつ、適時に提供するように努めなければなりません。

【解説】

第16条は、情報公開と情報提供について定めています。

市は、市民の権利である市政に関する情報を知る権利を保障し、公正で透明な市政を運営するため、市政に関する情報を公開しなければなりません。情報公開は、情報公開請求があって初めて公開するもので、吹田市情報公開条例に基づき、実施されています。

情報提供とは、市民からの情報公開請求がなくても、市が積極的に情報を提供することをいいます。その際、市は、所有する情報をそのまま市民に提供するのではなく、市民にとってわかりやすい形で提供することや、市民が情報を必要とする時にタイミングよく提供することが必要です。

（個人情報の保護）

第17条 市は、その保有する個人情報の保護を図り、それを適正に管理しなければなりません。

【解説】

第17条は、個人情報の保護について定めています。

情報の中でも個人情報は、特に慎重な取り扱いが求められることから、個人情報の保護を図ることを定めています。個人情報の保護については、吹田市個人情報保護条例に基づき、本人の情報開示請求権などを保障するとともに、市が情報を公開し、提供する場合は、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければなりません。個人情報の保護

に関する具体的な事例は、個人情報保護条例を適用することになりますが、自治基本条例に規定することで、個人情報の保護に関する根幹的な考えを市の姿勢として明らかにしています。

第7章 市民参画及び協働

（市民参画の推進）

第18条 執行機関は、市民の参画する機会が保障されるよう、次条から第22条までに定めるもののほか、多様な市民参画制度の整備を図らなければなりません。

【解説】

第18条は、市民参画の推進について定めています。

市民自治を確立するためには、市民自治の運営原則の1つである市民参画を基本に政策等を進めていくことが必要です。そのため、執行機関に市民が市政に参画する機会を保障することを義務づけ、具体的な市民参画の手法として、第19条から第22条までに審議会等への参画、市民意見提出手続、住民投票を定めています。また、執行機関は、これら以外にも市民参画の推進に関する指針の策定、電子会議室の実施など多様な市民参画のための制度を整備することを定めています。

電子会議室・・・市のホームページなどインターネットを活用することで、時間や場所に縛られずに行政に関する様々なテーマについて、多くの市民が情報や意見の交換を行い、政策等に生かすことを目的として設置されるもの。

（審議会等への参画）

第19条 執行機関は、審議会等を設置する場合においては、原則として、その委員の全部又は一部を市民からの公募により選任しなければなりません。
2 執行機関は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければなりません。

【解説】

第19条は、審議会等への参画について定めています。

審議会等とは、市民、学識経験者などで構成され、執行機関の事務について審査、審議、調査等を行うため、地方自治法に基づき、法律又は条例により市長等の下に設置された附属機関と要領などにより設置された附属機関に準ずる機関をいいます。

市民から広く意見などを聴取するために設置する審議会等においては、その委員を選任したり改選したりする場合、原則として、市民からの公募により選任しなければならないことを定めています。

また、審議会等の透明性を高め、情報の共有を図るため、審議会等の会議と会議録を原則として公開しなければならないことを定めています。吹田市情報公開条例第28条では、審議会等の会議を原則として公開することを定めています。今後は会議録も原

則として公開しなければなりません。

（市民意見提出手続）

第20条 執行機関は、重要な条例の制定及び改廃、計画の策定等をしようとする場合は、その案を市民に公表し、それに対して市民から意見の提出を受け、その意見に対する考え方を公表するとともに、提出された市民の意見を考慮して意思決定を行わなければなりません。ただし、緊急を要する場合又は法令等に特別の定めがある場合は、この限りではありません。

2 前項に規定する意見の提出に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定めま
す。

【解説】

第20条は、市民意見提出手続について定めています。

市民意見提出手続とは、市民生活に大きな影響を及ぼすような重要な条例を制定、改廃したり、重要な計画を策定したりする場合などに、事前に条例案や計画案を市民に公表し、その案に対して市民の皆さんから意見をいただき、いただいた意見に対する執行機関の考え方を公表するとともに、いただいた市民の意見を考慮して意思決定を行う一連の手続をいいます。市民の市政に参画する権利や市政に対する意見を表明し、提案する権利を保障し、また、執行機関の説明責任や応答責任を果たすためにも市民意見提出手続を制度化することが必要です。

ここで、重要な条例や計画と限定した表現をしているのは、全ての条例の制定や改廃、全ての計画の策定等の場合に、市民意見提出手続をするということではないという意味です。

市民意見提出手続の対象、意見募集の方法、募集期間など具体的な手続は、別に条例で定めます。要綱ではなく、議決を必要とする条例で定めるとすることで、市民意見提出手続を制度として確立する姿勢を明確にしています。

（住民投票の実施等）

第21条 市長は、市政の重要事項について、広く住民の意思を確認するため、その都度、条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

2 市は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

3 第1項の条例においては、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとします。

【解説】

第21条は、住民投票の実施等について定めています。

住民投票は、間接民主主義を補強するものとして、直接、住民の意思を確認、表明するために行われるものであり、この条例では市民が市政に参画する手法の1つとして位

置付けています。

住民投票の実施については、地方自治法の規定により、その都度、議会の議決を経て、住民投票に関する条例を定めることによって、住民投票を実施できることを確認的に定めています。

住民投票制度は、「常設型」と「個別設置型」の 2 つに分けられます。「常設型」は、住民投票の対象とする事項、投票資格者等、住民投票の実施に関する手続などをあらかじめ条例で定め、それに基づいて住民投票を実施します。「個別設置型」は、例えば原子力発電所の建設など広く住民の意思を確認すべき問題が起きた時に、その都度、その問題に対する住民投票の実施に関する手続を条例で定め、それに基づいて住民投票を実施します。この自治基本条例では、個別設置型を定めています。今後、常設型の制度にするかどうか、住民投票の請求権者を 18 歳未満や外国人にも広げるかどうかも含め、十分議論を深めていくことが必要と考えます。

住民投票の結果に法的拘束力を持たせることは、現行の憲法、地方自治法の規定に触れる恐れがあるというのが通説であるため、この条例では、市は、住民投票の結果を尊重しなければならないことを定めています。住民投票の結果を尊重するとは、市が意思決定をするに当たっては、住民投票の結果を慎重に検討し、十分に考慮して判断することをいいます。また、市が行った判断については、市民に説明する責任を果たす必要があります。

それぞれの事案に応じて、どんなことについて住民投票を行うのか、投票の手続、投票資格要件など具体的な手続については、第 1 項の条例でその都度定めます。

（住民投票に関する条例の制定請求）

第 22 条 本市において選挙権を有する者は、市政の重要事項について、地方自治法の定めるところにより、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対し、前条第 1 項の条例の制定を請求することができます。

【解説】

第 22 条は、住民投票に関する条例の制定請求について定めています。

地方自治法第 74 条第 1 項の直接請求の規定に基づき、住民投票に関する条例の制定請求ができることを、確認的に定めています。請求資格者である「本市において選挙権を有する者」とは、18 歳以上で日本国籍を有する住民をいいます。

(協働)

第23条 市民及び市は、相互理解と信頼関係に基づき、協働に取り組むよう努めるものとします。

2 市は、前項に規定する協働を推進するに当たり、市民の自発的な活動を支援するよう努めるものとします。この場合において、市の支援は、市民の自主性を損なうものであってはなりません。

【解説】

第23条は、協働について定めています。

市民と市は、相互に理解し合い、信頼関係を構築し、地域社会の課題を解決するなど共通の目的を実現するため、協働に取り組むよう努めることを定めています。

協働は、市民と市がそれぞれの役割と責任に基づいて事業を進めていくものですが、歴史も浅く、市が主となって事業を進め市民の自主性が損なわれることも予想されるため、市は、市民の自主性を損なわない範囲で、市民の自発的な活動を支援するよう努めることを定めています。現在、協働の具体的な支援として、例えば、吹田市市民公益活動促進補助金交付要綱に基づき、NPOなどに補助金を交付しています。

第8章 コミュニティの尊重等

第24条 市民及び市は、暮らしやすい地域社会を築くため、コミュニティ（居住地域又は関心、目的等を共にすることで自主的に形成された集団又は組織をいいます。以下同じです。）の役割を尊重しなければなりません。

2 市は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するよう努めるものとします。

【解説】

第24条は、コミュニティの尊重とその支援について定めています。

市内には、自治会や、福祉や環境などの分野で活動しているNPOやボランティアグループなど様々なコミュニティが活動しています。地域的、課題的なつながりによって構成された集団、組織であるコミュニティは、その地域の福祉、環境などの面において、暮らしやすい地域社会を築くため、地域において重要な役割を果たしており、市民と市は、コミュニティの役割を尊重しなければならないことを定めています。

また、コミュニティは、自主的、自立的に運営されるものであることから、市は、その自主性、自立性を尊重して、支援するよう努めることを定めています。現在、コミュニティの支援として、例えば、吹田市自治会活動補助金交付要領に基づき、自治会等の活動に対して補助金を交付しています。

第9章 行政運営の原則

（総合計画）

第25条 市長は、市の最上位計画として、総合計画（行政運営の基本方針を示す基本構想並びにその実現を図るための基本計画及び実施計画により構成される計画をいいます。以下同じです。）を策定し、執行機関は、これに基づき、総合的かつ計画的な行政運営を行わなければなりません。

2 市長は、基本構想及び基本計画の策定に当たっては、広範な市民が参画できるよう努めるとともに、議会の議決を得なければなりません。これらの変更及び廃止をする場合も同様とします。

3 執行機関は、総合計画以外の計画の策定に当たっては、総合計画との整合性を図らなければなりません。

【解説】

第25条は、総合計画について定めています。

平成23年（2011年）に地方自治法上の基本構想の策定・議決義務規定が撤廃されたことに伴い、平成25年（2013年）3月に以下のような改正を行っています。

第1項で、総合計画を市の定める最上位の計画と位置付け、総合計画の策定義務を定めました。総合計画は行政運営の基本方針を示す基本構想と、その実現を図るための基本計画、実施計画により構成される市の長期的計画のことをいい、本市においては、平成18年度（2006年度）から平成32年度（2020年度）までを期間とする吹田市第3次総合計画を策定しています。

第2項で、基本構想及び基本計画の策定だけではなく、これらを変更及び廃止する場合も議会の議決を得なければならないことを定めました。その過程において、市長は幅広い年齢層や女性などいろんな市民が参画できるよう努めなければなりません。

総合計画が市の定める最上位に位置付けられる計画であることから、第3項では、総合計画以外の計画を策定する場合は、総合計画との整合性を図らなければならないことを定めています。

（組織編成等）

第26条 執行機関は、簡素で、市民にわかりやすく、社会情勢に柔軟に対応できる機能的な組織編成に努めなければなりません。

2 執行機関は、効果的かつ効率的な組織運営に努めなければなりません。

【解説】

第26条は、組織編成と組織運営について定めています。

行政組織は、社会情勢の変化に柔軟に対応するとともに、適切にその機能を発揮することが必要です。そのために、執行機関は、簡素で、市民にとってわかりやすく、社会情勢に柔軟に対応できる機能的な組織づくりに努めなければならないことを定めています。

また、適材適所の人員配置や適切な人事評価、意思決定の迅速化など、効果的で効率的な組織運営に努めなければならないことを定めています。

（財政運営）

第27条 市長は、総合計画に基づく政策目標を達成するため、財政計画を策定し、効果的かつ効率的な政策等の展開を図り、健全な財政運営に努めなければなりません。

2 市長は、財政運営の透明性を確保する観点から、市民にわかりやすい財務に関する資料について作成及び公表をしなければなりません。

【解説】

第27条は、財政運営について定めています。

市長は、総合計画に基づく政策目標を達成するため、中長期的な展望に立ち、財政計画を策定し、効果的で効率的な政策等を展開し、健全な財政運営に努めなければならないことを定めています。財政計画は、健全な財政運営を行うために策定する計画で、現在は実施計画の中で5か年の収支見通しについて記述しています。将来的には、より長期の財政収支見通しや課題、収支不足に対する今後の対処方策等の目標を明らかにしたものを検討する必要があると考えます。

地方自治法第243条の3の規定では、条例の定めるところにより、財政に関する事項を住民に公表しなければならないとされています。市は、財政状況の公表に関する条例を定め、財政状況を公表しています。また、市の財政状況を明らかにするために作成し、公表しているバランスシートや行政コスト計算書など財務に関する資料は、市の行政運営の基本となる重要な情報の1つなので、市民にわかりやすく伝えることが必要です。

（行政評価）

第28条 執行機関は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、政策等の目的を明確にし、その成果、達成度等について評価を行わなければなりません。

2 執行機関は、前項の評価の結果を事後の政策等に適切に反映させなければなりません。

3 執行機関は、第1項の評価の結果及び前項の規定により反映した結果を市民に公表しなければなりません。

【解説】

第28条は、行政評価について定めています。

執行機関は、効果的で効率的な行政運営を行うため、政策等の目的を明らかにし、その成果、達成度、政策判断について評価を行い、その評価の結果を事後の政策等に適切に反映させなければならないことを定めています。

また、執行機関は、評価の結果とその評価の結果を事後の政策等にどのように反映さ

せたのかということ、市民に公表しなければならないことを定めています。

（説明責任及び応答責任）

第29条 執行機関は、政策等の立案、実施及び評価の過程において、その経過、内容、効果等について市民にわかりやすく説明しなければなりません。

2 執行機関は、市民の市政に関する意見、要望、提案等に対して、迅速かつ誠実に応答しなければなりません。

【解説】

第29条は、説明責任と応答責任について定めています。

市民と市が情報を共有し、市政への市民の参画と市民と市の協働を進めていくために、執行機関は、市民に対して、市政に関する事項の立案、実施、評価の過程において、その経過、内容、効果、政策判断についてわかりやすく説明しなければならないことを定めています。

また、執行機関は、市民からの市政に関する意見、要望、提案、苦情などに迅速かつ誠実に応答しなければならないことを定めています。

第10章 市民自治推進委員会

第30条 本市に、市長の附属機関として、吹田市市民自治推進委員会（以下「委員会」といいます。）を置きます。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、市民参画及び協働に関する重要事項を調査審議し、答申するものとします。

3 委員会は、市民参画及び協働に関する事項について、市長に意見を述べることができます。

4 委員会は、委員8人以内で組織します。

5 委員は、地方自治に関し識見を有する者及び市民のうちから市長が委嘱します。

6 委員の任期は、2年とします。ただし、1回に限り再任されることができます。

7 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

8 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

【解説】

第30条は、市民自治推進委員会について定めています。

この条例の実効性を確保するために、吹田市市民自治推進委員会を設置します。委員会は、市長の附属機関として位置付け、委員会の主な任務としては、市長の諮問に応じ、市民参画と協働に関する重要事項を調査審議し、答申することとしています。具体的には、市民参画の手法の整備、協働のシステムの確立、市民参画・協働に関する手法

整備状況のチェック、市民参画・協働に関する手法等の提案などが考えられます。また、委員会は、市民参画と協働に関する事項について、市長に意見を述べることができます。

委員会は、学識経験者などの地方自治に関し識見を有する者と公募の市民とからなる 8 人以内の委員で構成します。その内訳としては、吹田市市民自治推進委員会規則第 2 条の規定により、地方自治に関し識見を有する者 5 人以内、市民 3 人以内と定めています。

同一委員が長期にわたって在任することは、各界の意見を広く聞き、市民参画の市政を進める観点から好ましくないため、委員の任期は、2 年とし、1 回に限り再任されることができることを定めており、一人の委員の任期は、最長 4 年となります。

委員会の組織や運営に関して必要な事項は、上記の吹田市市民自治推進委員会規則で定めています。

第 11 章 国及び大阪府その他の自治体との連携及び協力

第 31 条 市は、共通する課題を解決するため、国及び大阪府その他の自治体と相互に連携し、協力するよう努めるものとします。

【解説】

第 31 条は、国や大阪府などの自治体との連携と協力について定めています。

市は、広域にまたがる課題や本市だけでは解決が難しい課題などを解決するために、国や大阪府、近隣の自治体と協定を締結するなどして、相互に連携し、協力するよう努めることを定めています。対象となる課題としては、環境、福祉、防災、交通に関する問題などが考えられます。

第 12 章 条例の見直し等

(条例の見直し)

第 32 条 市長は、この条例の施行の日から 5 年を超えない期間ごとに、この条例の各条項について検討を加え、その結果、見直しの必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるものとします。

【解説】

第 32 条は、条例の見直しについて定めています。

今後、社会・経済情勢はますます変化していくことが予想され、この条例で定めている内容と実態が合わなくなることも考えられます。そうしたことから、この条例を時代の変化に応じてよりよいものにしていくために、5 年を超えない期間ごとにこの条例の内容を検討し、見直しの必要があるときは、改正条例の提案をするなど必要な措置をとることを定めています。

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

【解説】

第33条は、委任について定めています。

この条例の施行に関して必要な事項は、市長が規則で定めることを定めています。

附 則

この条例は、平成19年1月1日から施行します。

【解説】

条例を施行する準備や周知のための期間として3か月ほど必要であると考え、施行日を平成19年(2007年)1月1日としています。

資 料 1

平成 18 年 10 月 11 日
吹 田 市 条 例 第 34 号
改正 平成 25 年 3 月 29 日

吹田市自治基本条例

目次

前文

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 市民自治の基本理念及び市民自治の運営原則（第 4 条・第 5 条）
- 第 3 章 市民の権利、責務等（第 6 条—第 8 条）
- 第 4 章 議会（第 9 条—第 11 条）
- 第 5 章 市長及び市長以外の執行機関並びに職員の責務（第 12 条—第 14 条）
- 第 6 章 情報共有、情報公開等（第 15 条—第 17 条）
- 第 7 章 市民参画及び協働（第 18 条—第 23 条）
- 第 8 章 コミュニティの尊重等（第 24 条）
- 第 9 章 行政運営の原則（第 25 条—第 29 条）
- 第 10 章 市民自治推進委員会（第 30 条）
- 第 11 章 国及び大阪府その他の自治体との連携及び協力（第 31 条）
- 第 12 章 条例の見直し等（第 32 条・第 33 条）

附則

吹田市は、人類共通の願いである恒久平和を希求し、市民の健康と福祉の向上を基本として、個人の尊厳と自由が尊重され、安心して住み続けることができるまちの実現に向け、市民とともに市政を進めてきました。全国に先駆けて、循環型社会への移行を進め、子どもや高齢者を支える福祉を推進するとともに、コミュニティの振興を図り、都市文化を育んできました。こうした施策は、市民と市との信頼と協力があってこそ実現したものであり、また、市民の自主的な活動は、吹田のまちを築く大きな原動力となってきました。

本格的な地方分権の時代を迎えた今日、先人の英知とたゆまぬ努力により発展してきたこのまちを、だれもが安心していつまでも住み続けたいとなるまちとして次世代に引き継いでいくために、今まで以上に市民及び市は、それぞれの役割と責任の下に、お互いに協力して市民自治を行うことが求められています。

そのために、市民は、市民自治の担い手であることを改めて自覚し、地域社会の課題の解決に向けて、自ら考え、行動するとともに、市政運営に主体的にかかわらなくてはなりません。

他方、市は、効果的かつ効率的な市政運営に努めるとともに、市民参画及び協働を推し進め、地方分権の時代にふさわしい独自の政策を掲げ、推進しなければなりません。そして、市は、すべての市民が誇りに思い、一人ひとりの人権が尊重される、真に自立

した吹田市の実現を図らなければなりません。

ここに、市民及び市は、市民福祉の向上のため、市民自治の基本理念及び市民自治の運営原則を共有し、市民自治の確立をめざして、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における市民自治の基本理念及び市民自治の運営原則を定め、市民、議会及び市長その他の執行機関のそれぞれの役割を明らかにするとともに、市民自治の運営原則に基づく制度等の基本を定めることにより、市民福祉の向上のため、市民自治の確立を図ることを目的とします。

（条例の位置付け等）

第2条 この条例は、本市における市民自治の基本を定める最高規範であり、他の条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければなりません。

2 執行機関は、この条例の趣旨にのっとり、その事務に関する法令の解釈を自主的かつ適正に行うものとします。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に住み、通勤し、若しくは通学する者又は市内に事業所を置き事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいいます。
- (2) 参画 市民が政策等の立案、実施及び評価の過程に主体的に関わり、行動することをいいます。
- (3) 協働 市民及び市が、共通の目的を実現するため、それぞれの役割と責任を自覚しながら、お互いの立場を尊重し、協力することをいいます。
- (4) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (5) 市 議会及び執行機関をいいます。

第2章 市民自治の基本理念及び市民自治の運営原則

（市民自治の基本理念）

第4条 次に掲げることを市民自治の基本理念とします。

- (1) 市民は、等しく尊重されること。
- (2) 市民は、市民自治の担い手であることを自覚し、自らが地域のことを考え、自らの手で治めていくこと。
- (3) 市は、国及び大阪府と、それぞれの役割分担の下に、対等の立場で相互協力の関係に立って、自律的な市政運営を図ること。

（市民自治の運営原則）

第5条 次に掲げることを市民自治の運営原則とします。

- (1) 情報共有の原則 市民及び市は、市政に関する情報を共有すること。
- (2) 市民参画の原則 市民は、自らの意思と責任の下に、市政に参画すること。

- (3) 協働の原則 市民及び市は、相互理解と信頼関係を深め、協働すること。

第3章 市民の権利、責務等

(市民の権利)

第6条 市民は、次に掲げる権利を有します。

- (1) 市政に関する情報を知ること。
- (2) 市政に参画すること。

(市民の責務)

第7条 市民は、次に掲げる責務を有します。

- (1) お互いを認め合い、市民自治を協働して推進するよう努めること。
- (2) 市政に参画するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つこと。

(事業者の社会的責任)

第8条 市民としての事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、良好な都市文化の形成に寄与するよう努めなければなりません。

第4章 議会

(議会の役割及び権限)

第9条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の定めるところにより、直接選挙を通じて選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であり、適正に行政運営が行われているかについて監視及び牽制^{けんせい}をする役割を果たします。

- 2 議会は、地方自治法の定めるところにより、条例の制定及び改廃、予算の決定並びに決算の認定を議決する等の権限を有します。

(議会の責務)

第10条 議会は、開かれた議会運営のため、その保有する情報を市民に公開し、市民と共有しなければなりません。

(議員の責務)

第11条 議員は、市民自治の基本理念及び市民自治の運営原則に基づき、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

- 2 議員は、議会活動に関する情報等について、市民に説明するよう努めるものとします。

第5章 市長及び市長以外の執行機関並びに職員の責務

(市長の責務)

第12条 市長は、市民自治の基本理念及び市民自治の運営原則に基づき、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

- 2 市長は、その地位が選挙によって信託されたものであることを認識し、市民の意向を的確に行政に反映させ、市政の課題に適切に対処しなければなりません。
- 3 市長は、前項の目的を達成するため、職員を適切に指揮監督し、人材の育成に努めなければなりません。

(市長以外の執行機関の責務)

第13条 市長以外の執行機関は、その職責に応じて、自らの判断と責任においてその

所管する職務を公正かつ誠実に執行するとともに、市長及び他の執行機関と協力して行政運営に当たらなければなりません。

（職員の責務）

第14条 職員は、市民の立場に立ち、創意工夫し、公正、誠実かつ効率的に職務の遂行に努めなければなりません。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識、政策立案能力、法務能力等を身につけるよう努めなければなりません。

第6章 情報共有、情報公開等

（情報共有の推進）

第15条 執行機関は、市民参画及び協働の実効性を確保するため、市民との情報の共有に係る手法の整備を図らなければなりません。

（情報公開及び情報提供）

第16条 市は、市政に関して市民の知る権利を保障し、公正で透明な市政の実現を図るため、その保有する情報を公開しなければなりません。

2 市は、市民生活に必要な情報を市民にわかりやすく、かつ、適時に提供するよう努めなければなりません。

（個人情報の保護）

第17条 市は、その保有する個人情報の保護を図り、それを適正に管理しなければなりません。

第7章 市民参画及び協働

（市民参画の推進）

第18条 執行機関は、市民の参画する機会が保障されるよう、次条から第22条までに定めるもののほか、多様な市民参画制度の整備を図らなければなりません。

（審議会等への参画）

第19条 執行機関は、審議会等を設置する場合においては、原則として、その委員の全部又は一部を市民からの公募により選任しなければなりません。

2 執行機関は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければなりません。

（市民意見提出手続）

第20条 執行機関は、重要な条例の制定及び改廃、計画の策定等をしようとする場合は、その案を市民に公表し、それに対して市民から意見の提出を受け、その意見に対する考え方を公表するとともに、提出された市民の意見を考慮して意思決定を行わなければなりません。ただし、緊急を要する場合又は法令等に特別の定めがある場合は、この限りではありません。

2 前項に規定する意見の提出に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定めます。

（住民投票の実施等）

第21条 市長は、市政の重要事項について、広く住民の意思を確認するため、その都度、条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

2 市は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

3 第1項の条例においては、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手

続、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとします。

（住民投票に関する条例の制定請求）

第22条 本市において選挙権を有する者は、市政の重要事項について、地方自治法の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対し、前条第1項の条例の制定を請求することができます。

（協働）

第23条 市民及び市は、相互理解と信頼関係に基づき、協働に取り組むよう努めるものとします。

2 市は、前項に規定する協働を推進するに当たり、市民の自発的な活動を支援するよう努めるものとします。この場合において、市の支援は、市民の自主性を損なうものであってはなりません。

第8章 コミュニティの尊重等

第24条 市民及び市は、暮らしやすい地域社会を築くため、コミュニティ（居住地域又は関心、目的等を共にすることで自主的に形成された集団又は組織をいいます。以下同じです。）の役割を尊重しなければなりません。

2 市は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するよう努めるものとします。

第9章 行政運営の原則

（総合計画）

第25条 市長は、市の最上位計画として、総合計画（行政運営の基本方針を示す基本構想並びにその実現を図るための基本計画及び実施計画により構成される計画をいいます。以下同じです。）を策定し、執行機関は、これに基づき、総合的かつ計画的な行政運営を行わなければなりません。

2 市長は、基本構想及び基本計画の策定に当たっては、広範な市民が参画できるよう努めるとともに、議会の議決を得なければなりません。これらの変更及び廃止をする場合も同様とします。

3 執行機関は、総合計画以外の計画の策定に当たっては、総合計画との整合性を図らなければなりません。

（組織編成等）

第26条 執行機関は、簡素で、市民にわかりやすく、社会情勢に柔軟に対応できる機能的な組織編成に努めなければなりません。

2 執行機関は、効果的かつ効率的な組織運営に努めなければなりません。

（財政運営）

第27条 市長は、総合計画に基づく政策目標を達成するため、財政計画を策定し、効果的かつ効率的な政策等の展開を図り、健全な財政運営に努めなければなりません。

2 市長は、財政運営の透明性を確保する観点から、市民にわかりやすい財務に関する資料について作成及び公表をしなければなりません。

（行政評価）

第28条 執行機関は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、政策等の目的を明確

にし、その成果、達成度等について評価を行わなければなりません。

2 執行機関は、前項の評価の結果を事後の政策等に適切に反映させなければなりません。

3 執行機関は、第 1 項の評価の結果及び前項の規定により反映した結果を市民に公表しなければなりません。

（説明責任及び応答責任）

第29条 執行機関は、政策等の立案、実施及び評価の過程において、その経過、内容、効果等について市民にわかりやすく説明しなければなりません。

2 執行機関は、市民の市政に関する意見、要望、提案等に対して、迅速かつ誠実に応答しなければなりません。

第10章 市民自治推進委員会

第30条 本市に、市長の附属機関として、吹田市市民自治推進委員会（以下「委員会」といいます。）を置きます。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、市民参画及び協働に関する重要事項を調査審議し、答申するものとします。

3 委員会は、市民参画及び協働に関する事項について、市長に意見を述べることができます。

4 委員会は、委員8人以内で組織します。

5 委員は、地方自治に関し識見を有する者及び市民のうちから市長が委嘱します。

6 委員の任期は、2年とします。ただし、1回に限り再任されることができます。

7 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

8 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

第11章 国及び大阪府その他の自治体との連携及び協力

第31条 市は、共通する課題を解決するため、国及び大阪府その他の自治体と相互に連携し、協力するよう努めるものとします。

第12章 条例の見直し等

（条例の見直し）

第32条 市長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、この条例の各条項について検討を加え、その結果、見直しの必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるものとします。

（委任）

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

附 則

この条例は、平成19年1月1日から施行します。

附 則（平成25年3月29日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行します。

（以下省略）

資料 2

平成 18 年 10 月 17 日
吹田市規則第 56 号
改正 平成 19 年 11 月 9 日
平成 24 年 3 月 30 日
平成 28 年 3 月 31 日
平成 31 年 1 月 4 日

吹田市市民自治推進委員会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、吹田市自治基本条例（平成18年吹田市条例第34号）第30条第8項の規定に基づき、吹田市市民自治推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員の委嘱）

第2条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 地方自治に関し識見を有する者 5人以内
- （2） 市民 3人以内

（委員長及び副委員長）

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 委員会に、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の会務を掌理し、当該部会における調査審議の状況及び結果を委員会に報告する。

5 部会の運営については、第3条第3項及び前条の規定を準用する。

(意見の聴取等)

第6条 委員会及び部会は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民部市民自治推進室において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の意見を聴いて委員長が定める。

附 則

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則(平成19年11月9日規則第73号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年11月12日から施行する。(ただし書省略)

(以下省略)

お問い合わせ先

吹田市 市民部市民自治推進室

TEL：06-6384-2139（直通）



ホームページ：<http://www.city.suita.osaka.jp/>

Eメール：ks_jichi@city.suita.osaka.jp